

JIS

船舶配管系統図記号

JIS F 7006 : 2004

(JMSA)

平成 16 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	有川 彰一	財団法人日本船舶標準協会
(委員)	伊藤 茂	国土交通省
	井上 彰一郎	国土交通省
	岡 實	財団法人日本海事協会
	桐 明 公 男	社団法人日本造船工業会
	小林 修	社団法人日本舟艇工業会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	辻 一 郎	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	津端 英 樹	日本小型船舶検査機構
	増田 恵	社団法人日本船主協会
	山下 暁	社団法人日本船用工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 51.2.1 改正：平成 16.12.20

官 報 公 示：平成 16.12.20

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶標準協会

(〒110-0005 東京都台東区上野 7 丁目 12-14 住友不動産上野ビル TEL 03-5806-2851)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：船舶技術専門委員会 (委員長 有川 彰一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局船用工業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会 (JMSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS F 7006** : 1993 は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 図記号の分類	1
4. 図記号の使用要領	1
4.1 管及び管継手	1
4.2 調節及び調整部品	1
4.3 バルブ及びコック	2
4.4 管附属品	2
4.5 制御及び計装関係	2
解 説	14

船舶配管系統図記号

Shipbuilding—Piping systems—Graphic symbols

1. 適用範囲 この規格は、船舶の配管系統図に使用する配管及びその附属品の図記号について規定する。
2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

ISO/R 538 Conventional signs to be used in the schemes for the installations of pipeline systems in ships

3. 図記号の分類 図記号は、次のように分類する。
 - a) 管及び管継手（表 1）
 - b) 調節及び調整部品（表 2）
 - c) バルブ及びコック（表 3）
 - d) 管附属品（表 4）
 - e) 制御及び計装関係（表 5～8）

備考 表 1～8 の図記号の右上に * 印を付けたものは、ISO/R 538 (Conventional signs to be used in the schemes for the installations of pipeline systems in ships) に規定する図記号と同じものである。

4. 図記号の使用要領

4.1 管及び管継手 管及び管継手の図記号は、表 1 による。管は 1 本の実線で図示し、同一図面内の管を表す線の太さは、同じとするのがよい。管の呼び径、管の種類、流体の種類及び流れ方向などを示す場合は、図 1 のように管を表す線に沿わせて文字及び記号で表す。

なお、必要がある場合には、管内を通る流体の種類、状態、目的又は管の呼び径、種類によって、線の種類又は線の太さを変えて図示してもよい。



図 1 管の図記号の使用例

4.2 調節及び調整部品 調節及び調整部品の基本図記号は、表 2 による。表 2 の図記号は、図 2 のようにバルブ、コックなどその他の図記号と適宜組み合わせて用いる。